共 済 組 合 公 報

長野市大字中御所字岡田 30 番地 20 第406号 長野県市町村職員共済組合 電話 026 (228) 5600

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 1
- 平成 20 年度事業計画及び予算について …… 4
- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 4

公告第6号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成20年2月28日招集の第134回組合会において議決され、平成20年3月6日付けで総務省大臣に認可申請を行ったところ、平成20年3月28日付け総行福第121号をもって認可されたので公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合 理事長 鷲 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第2号)の一部を次のように変更する。

第33条第1項中「、特定消防組合員」の次に「、長期組合員、市町村長長期組合員、特定消防長期組合員」を加え、同条第2項中「第7項」を「第10項」に改め、同条第3項中「である組合員」の次に「(第6項に規定する市町村長長期組合員を除く。)」を加え、同条第4項中「政令第352号」の次に「。以下「改正前の施行令」という。」を加える。

第33条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

- 5 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57年法律第80号)第50条に規定する被保険者をいう。)である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。
- 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
- 7 特定消防長期組合員は、長期組合員のうち改正前の施行令附則第9条に規定する 特定消防職員である組合員とする。

第34条に次のただし書を加える。

ただし、長期組合員、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員に対しては、 法第53条第1号から第10号まで、同条第11号から第13号まで及び法第54条に規 定する短期給付は行わない。

第38条中「次条」を「第39条」に改める。

第39条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

第40条の表(一)中

一般組合員	38 80	5 15	2 65	38. 80	5 15	2 65
市町村長組合員						
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特定消防組合員	_,	_,	_,	_,	_,	

」を

一般組合員 1,000分 1,000分 1,000分 1,000分 1,000分 1,000分 市町村長組合員 Ø 43.85 の 4.8125 Ø 2.65 Ø 43.85 Ø 2.65 の 4.8125 特定消防組合員 長期組合員 1,000分 1,000分 市町村長長期組合員 **の1.7** Ø 1.7 特定消防長期組合員

1 12

改める。

Γ

第40条の表(二)中

一般組合員	31. 04	4. 12	2. 12	31. 04	4. 12	2. 12
市町村長組合員特定消防組合員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

1を

一般組合員	1 000 ()	1 000 ()	1 000 ()	1 000 ()	1 000 ()	1 000 ()
市町村長組合員	1,000分 の35.08	1,000分 の3.85	1,000分 の2.12	1,000分 の35.08	1,000分 の3.85	1,000分 の2.12
特定消防組合員		, 0, 00	7 2.12	, 00, 00	, 0, 00	
長期組合員						
市町村長長期組合員	1,000分 の1.36	_	_	1,000分 の1.36	_	_
特定消防長期組合員	V) 1. 30			02 1. 30		

」に

改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 77.60」を「1,000 分の 87.70」に、「1,000 分の 10.3」を「1,000 分の 9.625」に改める。

附則第2項の表中

Γ

Γ

一般組合員	31. 04	4. 12	2. 12	31. 04	4. 12	2. 12
市町村長組合員特定消防組合員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

」を

一般組合員 1,000分 1,000分 1,000分 1,000分 1,000分 1,000分 市町村長組合員 Ø 35.08 Ø 3.85 Ø 2.12 Ø 35.08 Ø 3.85 Ø 2.12 特定消防組合員 長期組合員 1,000分 1,000分 市町村長長期組合員 Ø 1.36 Ø 1.36 特定消防長期組合員

」に

改める。

附則第 11 項中「平成 19 年度」を「平成 20 年度」に、「1, 490 円」を「1, 565 円」 に改める。

附則

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成20年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び 負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第7号

平成20年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 20 年度事業計画及び予算については、平成 20 年 2月 28 日招集の第 134 回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合 理事長 鷲 澤 正 一

公告第8号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成20年3月31日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合 理事長 鷲 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第2号)の一部を次のように変更する。

第41条の次に次の1条を加える。

(資金の繰入れ)

第 41 条の 2 平成 20 年度における地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の 規定により定款で定める金額は、1,565 円とする。

附則中第 11 項を削り、第 12 項を第 11 項とし、第 13 項を第 12 項とし、第 14 項を
第13項とする。
附則
この変更は、平成20年4月1日から施行する。